

(公的年金)：年金削減開始の再確認：国民年金法改正案の成立を受けて

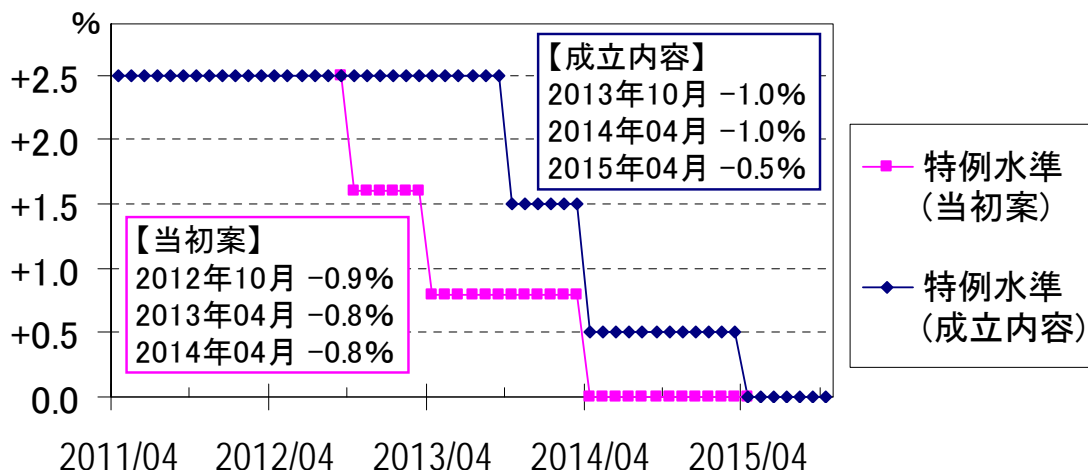
先の臨時国会で、継続審議となっていた国民年金法改正案が成立した。当初案では2012年10月から年金額の削減が始まる予定だったが、国会審議が長引いたため、周知期間などを理由に削減開始が2013年10月に延期された。本稿では経緯と内容、今後の影響を確認する。

先の臨時国会で、前の通常国会から継続審議となっていた国民年金法改正案が成立した。この法案は、社会保障と税の一体改革に関連する年金関連3法案の中で唯一の予算関連法案として、2012年2月10日に衆議院へ提出され厚生労働委員会に付議されていたが、審議は進まなかった。一方、他の年金関連法案は、2月17日の社会保障・税一体改革大綱の閣議決定後に国会へ提出され、「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」での審議を経て8月10日に成立した。それ以降は衆議院の解散が話題となって審議が進まず、国民年金法改正案は継続審議となった。

その後、特例公債発行法案等の審議のため、10月29日に臨時国会が召集された。国民年金法改正案は、11月14日に衆議院厚生労働委員会でも審議・修正議決され、11月15日午後の本会議で可決、同日夕刻に参議院厚生労働委員会でも採決され、11月16日午前の本会議で可決、というスピード審議で成立した（そして、11月16日夕刻に衆議院が解散された）。

当初の国民年金法改正案では、2004年改正の経過措置である特例水準での年金給付を、2012年10月から段階的に削減した上で2013年度末に廃止し、2014年度から本来の水準で年金給付を始めることになっていた。しかし、国会審議の過程で当初の削減開始時期を過ぎてしまい、削減開始を2013年10月に遅らせる一方、2013年度と2014年度の削減幅を大きくする修正が民主党によって行われた。なお、臨時国会では、2013年4月に1.3%、2014年4月に1.2%削減する案がみんなの党から提出されたが、衆参の委員会で否決された。質疑の中で、民主党の修正案に対して、削減開始を2013年10月にするのは同年7月の参議院選挙への影響を避けるためではないかという指摘があったが、周知期間等の問題が理由であると説明された。

図表－1 本来水準に対する特例水準の乖離幅と解消スケジュール



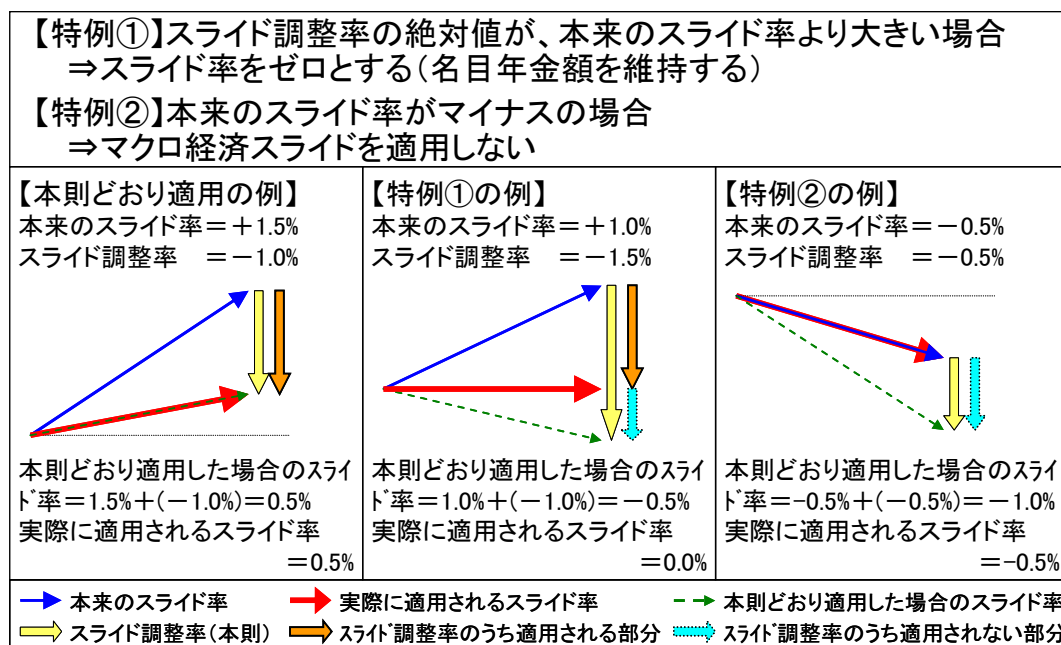
(注) 上の図は本来水準が改定されなかった場合。物価上昇などで本来水準がプラス改定された場合は、上記のスケジュールより早期に特例水準が解消される。

特例水準の解消とは、2004年改正の経過措置である特例水準での年金給付をやめ、2004年改正後の本来の水準で年金給付を始める措置のことである。その目的は、当面の給付を削減することにとどまらず、将来的な給付削減の発動条件を整備して年金財政の健全化を図ることにある。

2004年改正では、年金財政を健全化するために「マクロ経済スライド」という給付削減ルールが導入されたが、このルールは経過措置である特例水準が継続している間は発動されないことになっている。2004年改正時は、物価や賃金の上昇によって2008年度にマクロ経済スライドが自動発動される予定だったが、物価や賃金の見通しと経過措置の設計を失敗したため、まだ始まっていない。そこで、年金財政の健全化がこれ以上の遅れることを食い止めるため、いわば手動でマクロ経済スライドの発動条件を整えるのが「特例水準の解消」である。

今回成立した改正により、遅くとも2015年度から本来水準での給付が始まり、マクロ経済スライドの発動条件が整うが、実際にマクロ経済スライドが適用されるためには、もう1つ条件をクリアする必要がある。その条件は、本来水準の改定率がプラスになることである。マクロ経済スライドの規定では、改定率がプラスになった場合にプラス分に限って削減することになっている。このため、改定率がマイナスの場合にはマクロ経済スライドが適用されず、改定率のプラス幅が小さい場合には減額予定の一部しか実施されない。受給者の生活を配慮した仕組みであるが、そのために給付削減が進まず、年金財政の健全化が遅れる点には注意が必要である。

図表-2 マクロ経済スライドの特例措置



今回成立したスケジュールでは、奇しくも、本来水準での給付が始まる2015年度の年金額は2014年(暦年)の物価指数をもとに決定されるため、同年4月実施予定の消費税率引き上げの影響を受ける。本来水準の改定率は物価だけでなく賃金の動向も考慮して決定されるため、消費税率引き上げによって改定率がプラスになるとは限らない。しかし、近年はゼロ%近傍で推移する物価上昇率にとって、消費税率の引き上げは大きなプラス要因となる。今後の物価や賃金の動向に注意が必要である。

(中嶋 邦夫)